

市政記者クラブ 様

住宅都市局都市計画部ウォーカブル・景観推進課

担当：野田・伊藤 Tel972-2731

広小路・大津通都市景観形成地区で壁面後退区域の環境整備促進のモデル実施をします。**～「Nago^{なご}まちテラス」の整備促進により居心地が良く歩きたくなるまちを目指します～**

名古屋市では、Nagoya まちなかウォーカブル戦略に基づき、都心部の都市景観形成地区において、景観形成基準により設けられた壁面後退区域を、まちに開かれた居心地が良く滞在したくなる空間「Nago まちテラス」とするための取り組みを進めています。

令和6年度は、広小路・大津通都市景観形成地区において、壁面後退区域の環境整備の促進を下記のとおりモデル実施しますので、お知らせいたします。

記

1 モデル実施の概要

広小路・大津通都市景観形成地区の壁面後退区域（景観形成基準に基づき工作物等の設置を規制している部分を含む）において、**ベンチ、テラス席、日よけ、植栽等の設置を可能**※とします。また、こうした環境整備を促進するための助成をあわせて行います。

（※景観形成基準のただし書きの規定を運用）



「Nago まちテラス」が広小路・大津通地区内にたくさん創出されることにより、都心部を**居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまち**とすることを目指します。

※なお、その他の都市景観形成地区（都心部）においてもモデル実施の状況をみて順次実施していく予定です。

2 助成の内容 ※別添資料参照

- ・申請対象：所有者、管理者、所有者等から使用許可を得た賃借人等
- ・交付対象：まちに開かれ、居心地が良く滞在したくなるような工作物等の設置
例）ベンチ、テーブル、日よけ、植栽、テラスの設置など
- ・上 限 額：1敷地あたり50万円まで
- ・主な条件：景観アドバイザーへの事前相談

3 今後の取り組み（予定）

- ・助成制度利用者や整備場所への滞在者にアンケート調査を行い、モデル実施の効果検証を行います。
- ・モデル実施の結果を踏まえ諸条件等の精査を行い、現在検討中の景観形成基準の部分見直しに反映することによって、規制緩和と助成制度の本格実施につなげてまいります。

(参考) 広小路・大津通都市景観形成地区について

- ・特に良好な景観の形成をすすめる地区を「都市景観形成地区」と位置付け、地区ごとに景観形成基準を策定して景観誘導を実施。
- ・広小路・大津通地区は平成 19 年 3 月に指定。



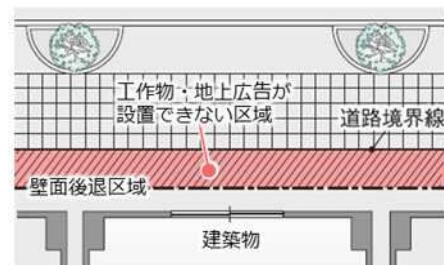
(参考) 景観形成基準のただし書きについて

< 景観形成基準（抜粋） >

広小路通の道路境界線から 1.5m 以内の区域には、工作物及び地上広告は設置しない。
ただし、以下のものについては、この限りでない。

- ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの
- ・工事用の仮設物
- ・通行の妨げとならない工作物及び地上広告で、市長が特に認めたもの

今回は、この規定を運用することによって
モデル実施を行います



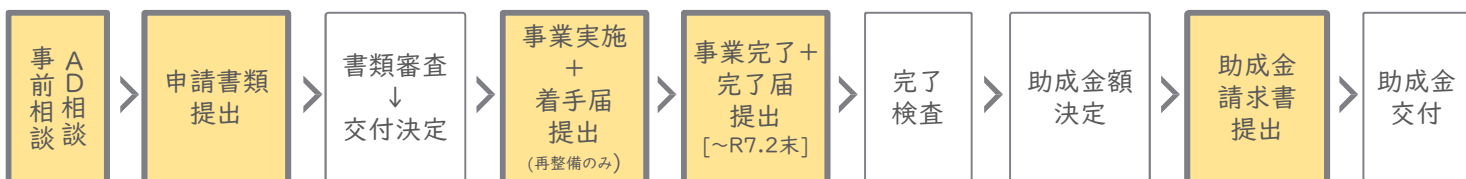
Nagoまちテラス助成制度 のご案内



壁面後退区域を活用した、**居心地が良く歩きたくなる空間づくり**に取り組む運営事業者に対して、その環境整備のために要した費用の一部を助成します。

事 項	内 容
助成対象となる壁面後退区域	広小路・大津通都市景観形成地区内で当該景観形成基準に基づき設けられた建築敷地における道路境界線から建築物の壁面の位置までの区域 等 ご 注 意 助成申請にあたり、対象敷地にかかる関係法令に適合すると同時に、必要に応じて、制度を所管する部署に事前に協議してください。
助 成 対 象 者	① 対象となる壁面後退区域の所有者 または 管理者 ② 対象となる壁面後退区域を有する建築物の賃借人等のうち、所有者から同意を得た者（テナント事業者等）
助 成 内 容	対象となる壁面後退区域において、 滞在快適性の向上 や 歩行者の利便増進 を図ることを目的に行う以下の環境整備について、必要な経費の一部を助成 ■再整備 ベンチの設置その他これらに類する整備 ■物品調達 恒常的に使用するイス、テーブル、パラソルその他これらに類する物品・消耗品の確保 ご 注 意 助成金交付決定後に契約し、 2025(令和7)年2月末日までに完了した 再整備・物品調達に限りします。
助 成 限 度 額	一建築敷地あたり 50万円 ※ 限度額の範囲内であれば、何回でも申請可
申 請 方 法	裏面のとおり ※ 申請書類等様式は、メールでお送りしますので、まずは下記お問い合わせ先までご連絡ください。
注 意 事 項	・環境整備においては、ウォーカブルの観点から、 まちに開かれ、居心地が良く滞在したくなるようなもの としてください。 ・申請前に必ずウォーカブル・景観推進課に事前相談を行ってください。 ・申請にあたっては景観アドバイザー（ウォーカブル担当）への相談を行っていただきます。 ※AD相談は原則毎月第1・3・5週の火曜日の実施となりますので、スケジュールに余裕を持って事前相談をお願いします。

■ 申請から交付までの主な流れ（ ：申請者が行う手続き）



お問い合わせ

名古屋市住宅都市局 ウォーカブル・景観推進課 都市景観担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

☎: 052-972-2732 MAIL: a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

※開庁時間 8:45~17:30(土・日・祝日・年末年始除く)

＼HPはこちら／



■ 申請から交付までの流れ（詳細版）（：申請者が行う手続き）

事前相談
AD相談

申請前に必ずウォーカブル・景観推進課に事前相談を行ってください。
申請にあたっては景観アドバイザー（ウォーカブル担当）への相談を行っていただきます。
※AD相談は原則毎月第1・3・5週の火曜日の実施となりますので、スケジュールに余裕を持って事前相談をお願いします。

申請書類
提出

申請書（様式第1号）をご提出ください。

【提出書類】

- ① 申請書（申請額、所在地、再整備等の概要、完了予定日、AD相談の内容・対応等を記入）
- ② 添付書類（位置図、再整備等の計画図、従前状況の写真、再整備等に係る見積書 等）

交付決定

申請書類をもとに市が審査を行います。
問題がなければ「交付決定」とし、その通知を行いますので、それから事業に着手していただきます。
（書類に不備があった場合は、交付決定修正等が必要になります。）

※交付決定日より前の再整備・物品調達の契約は対象“外”になりますので、ご注意ください！

着手届
提出
（再整備のみ）

再整備の場合のみ着手届（様式第6号）をご提出ください。（物品調達の場合は着手届は不要）

【提出書類】

- ① 着手届（所在地、再整備等の概要、着手年月日等を記入）
- ② 添付書類（工事請負契約書の写し）

事業実施

完了届
提出
[~R7.2末]

再整備が完了し、受託業者への支払いを終えたら、完了届（様式第7号）をご提出ください。
（物品調達の場合は、販売業者への支払いを終えたら。）

【提出書類】

- ① 完了届（所在地、再整備等の概要、完了年月日を記入）
- ② 添付書類（再整備等完了後の写真、再整備等に係る支払いの証拠書類）

完了年月日は再整備等に要する費用の支払いが完了した日です。

完了検査

市において完了届や現場等を審査します。

支払いの証拠書類として、請求書・領収書等の添付をお願いします。

助成金額
決定

無事に検査を合格したら、正式に「助成金額の決定」とし、その通知を行います。
（検査時に内容に不備があった場合、減額あるいは交付決定の取り消しがされる可能性があります。）

助成金
請求書
提出

助成金額決定通知が届いたら、通知書に記載の確定助成金額をもとに、助成金請求書（様式第9号）をご提出ください。

【提出書類】

請求書（所在地、請求額、振込先等を記入）

口座名義のヨミ（カナ書き）も忘れずに！

助成金
交付

請求書の内容に不備がなければ、助成金の交付として、2~3週間程度で指定の口座に振り込まれます！

助成金
交付後

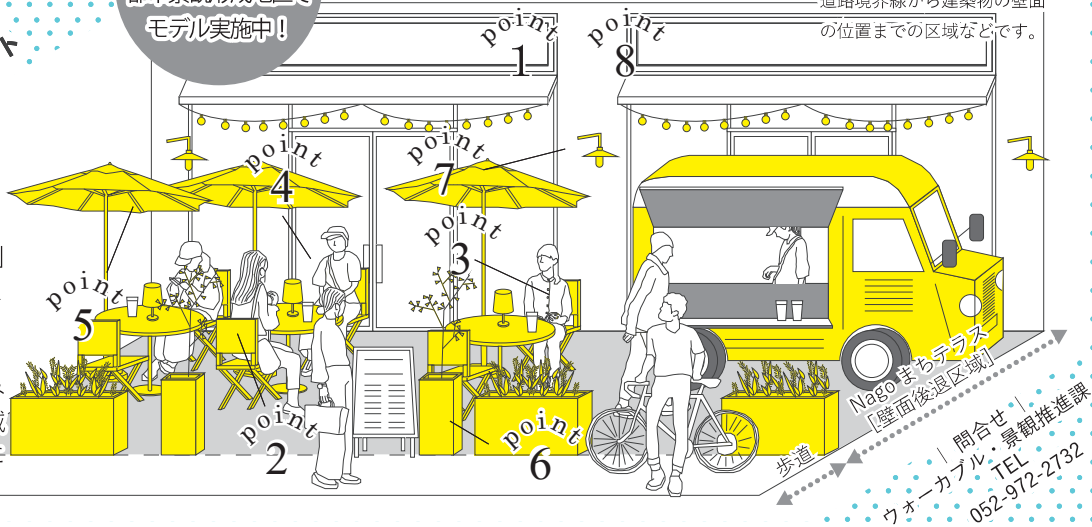
助成金交付後も当初の目的に沿って、適切な維持管理をお願いします。
（その後の管理の状況等について確認を行う場合があります。）

Nagoya city 居心地の良い Nago まちテラス のつくり方 8つのポイント

令和6年度
広小路・大津通
都市景観形成地区で
モデル実施中!

壁面後退区域：
都市景観形成地区の景観形
成基準に基づき設けられた
道路境界線から建築物の壁面
の位置までの区域などです。

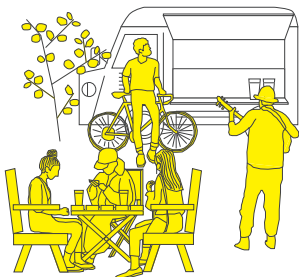
「Nago まちテラス」
とは、まちに開かれた、
居心地が良く滞在したく
なるような空間です！
8つのポイントを組み
合わせて、壁面後退区域
をNago まちテラスに
しましょう！



問合せ
| 間合せ
| ウォークابل・景観推進課
TEL
052-972-2732

point 1 使われ方を 想像する

お茶／食事／仕事／休憩
景色を眺める／読書／
SNS 投稿 写真撮影／
イベントなど、その場所
をどんな人がどんな使い
方をするのか想像してみ
ましょう！



point 2 座れる場所 をつくる

快適に過ごしてもらえ
るよう座れる場所をつ
くりましょう！
イスやベンチはもちろん
花壇の縁や縁台なども
座れる場所になります！



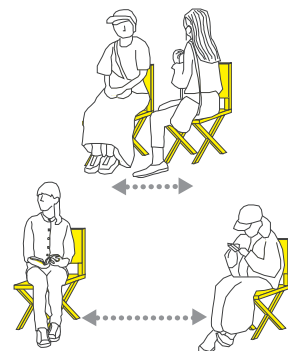
point 3 眺める場所 をつくる

座った時に何が見えるか
を意識して座る場所を
つくりましょう！
通りを歩く人や街路樹
の並木や木陰が風に
そよぐ姿も素敵な眺め
になります！



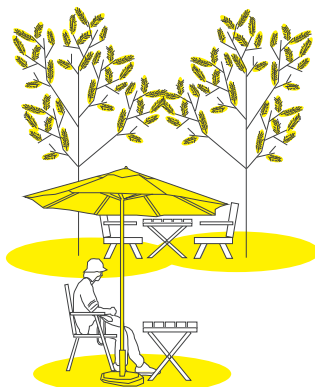
point 4 話せる場所 ／離せる場所 をつくる

話したくなる距離感、
一人で過ごせる距離感
など様々な距離感を調整
できる座れる場所を
つくりましょう！



point 5 陰る場所 をつくる

快適に過ごせるよう
木陰や軒先、パラソル
などで陰る場所を
つくりましょう！



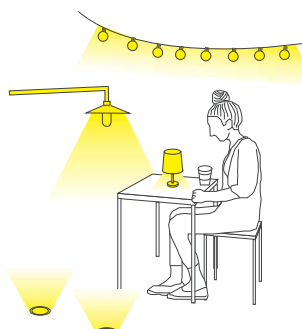
point 6 ゆるやかに 区切られた 場所をつくる

植栽や、陰る場所
などで快適でゆるやか
に区切られた場所をつ
くりましょう！
周囲から適度に守られ
、眺めが開けている
場所を人は魅力的に
感じます！



point 7 灯りのある 場所をつくる

夜も人の気配を感じ
させる灯りのある場所
をつくりましょう！
空間の照明やテーブル
の小さな照明も灯りに
なります！



point 8 質の高い場所 をつくる

イスや植栽など、周囲
のまちなみに調和し、
より質の高いものに
こだわりたい！
上質な場所、おしゃれな
場所、きれいな場所を
人は魅力的に感じます！

